

大切にしたいハートフルな関係

# 旅館賠償責任保険



# 旅館賠償責任保険のご説明

## この保険の対象は……

○旅館、ホテルなど、「旅館業法」に基づく「旅館業」として許可を得ている施設が対象になります。

## 旅館賠償責任保険

### (賠償責任保険普通保険約款+旅館特別約款)とは……

下記の3つの条項から構成されています。

## 1.施設危険補償条項

被保険者が旅館営業に関し、所有、使用もしくは管理する各種施設・設備・用具などの構造上の欠陥や管理の不備、施設における被保険者の旅館業務・行事等での不注意によって発生した偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害した場合や、他人の財物を壊した、または汚した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

### 事故例



1.看板が落下して通行人にケガを負わせた。



2.火災により宿泊客を死傷させてしまった。



3.貯水タンクが爆発して近隣の人や建物に損害を与えた。



4.ウエイトレスが皿を落として、客の衣服を汚した。

## 2.生産物危険補償条項

旅館営業に関して施設内または施設を拠点として、お客様に販売・提供した飲食物、お土産品など(以下「生産物」といいます。)に起因して、被保険者の手を離れた後に発生した事故によって他人の生命もしくは身体を害した場合や、他人の財物を壊した、または汚した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

### 事故例



1.提供した食事等により集団食中毒が発生した。



2.販売したお土産品に不備があり、宿泊客にケガを負わせた。

## 3.受託物危険補償条項

旅館営業に関して施設内でお客さまの財物(一時的に施設外で管理するお客様の財物も含みます。これを「受託物」といいます。)を保管または管理している間に火災や取扱上の不注意等により、紛失した場合や、壊した、または汚した、もしくは盗まれた場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

### 事故例



1.ホテル・旅館内にある宿泊客の所持品が盗まれてしまった。



2.客室内、浴場内の更衣所、洗面所にある宿泊客の所持品が紛失した。



3.ホテル・旅館構内に駐車中の宿泊客の自動車を盗まれてしまった(自動車の中にある物の損害は補償の対象外です。)。



4.ホテル・旅館内のレストランでお客様のコートを預かっている間に汚してしまった。

# お支払いする保険金について

旅館賠償責任保険の施設危険補償条項、生産物危険補償条項、受託物危険補償条項においては、それぞれ次の保険金をお支払いします。

「緊急措置費用保険金」を除き、事前に弊社の承認が必要になりますので、支払いを行なう前に必ず弊社までお問い合わせください。また「争訟費用保険金」「協力費用保険金」については、原則として、支払限度額の適用はありません。

保険金の種類	内容
1.損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて被害者に対して支払うべき治療費や修理費などの損害賠償金から保険証券記載の免責金額を控除した額をお支払いします。
2.損害防止費用保険金	損害の発生または拡大の防止のために被保険者が要した必要または有益な費用をお支払いします。
3.権利保全費用保険金	保険契約者または被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合で第三者より損害の賠償を受け得るときは、その賠償請求権の保全または行使のために被保険者が要した必要または有益な費用をお支払いします。
4.緊急措置費用保険金	保険契約者または被保険者がその事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められた手段を講じた後に法律上の賠償責任がないことが判明した場合でも、あらかじめ弊社の書面による同意を得た費用をお支払いします。ただし、応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用は弊社への同意を必要としません。
5.争訟費用保険金	被保険者と被害者との間の賠償責任に関する訴訟になった場合の訴訟費用（裁判上の和解、調停等の費用も含みます。）や弁護士報酬等の費用であらかじめ弊社へ書面による同意を得た費用をお支払いします。
6.協力費用保険金	弊社が必要と認めて被害者と直接折衝を行う場合に、それに協力するため被保険者が直接要した費用をお支払いします。

※被保険者が被害者に対して法律上支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

※損害賠償金の額が支払限度額を超過する場合、支払われる争訟費用保険金は「実際の争訟費用の額×支払限度額÷損害賠償金の額」となります。

## 保険金をお支払いできない主な場合

### 共通事項

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償損害
- ・地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じた賠償損害
- ・戦争、変乱、暴動、騒擾、労働争議によって生じた賠償損害
- ・排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償損害
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償損害
- ・被保険者またはその使用人が行ったマッサージ、鍼等の行為またはその結果に起因する賠償損害
- ・被保険者が所有、使用、または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償損害
- ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償損害
- ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償損害

### 施設危険補償条項特有の保険金をお支払いできない主な場合

- ・施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償損害
- ・航空機、自動車または施設外にある船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償損害
- ・屋根、扉、窓等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償損害
- ・昇降機の所有、使用、管理につき故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償損害

### 生産物危険補償条項特有の保険金をお支払いできない主な場合

- ・欠陥のある生産物自体の修理、良品との取換えによって生じた賠償損害
- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物に起因する賠償損害

### 受託物危険補償条項特有の保険金をお支払いできない主な場合

- ・被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した盗難に起因する賠償損害
- ・被保険者の使用人が所有し、または使用する財物が壊れた、または紛失した、もしくは盗まれたことに起因する賠償損害
- ・お客様の自動車内にある財物が壊された、または紛失した、もしくは盗まれたことに起因する賠償損害
- ・受託物がお客様に引き渡された後に発見された賠償損害

### その他事項

- ・ホテル・旅館の従業員旅行において従業員が集団で食中毒にかかり、仕事を休んだためにそのホテル・旅館が被った営業上の損失

## ご契約の際にご注意いただきたいこと

### 1. 「支払限度額」を設定ください

支払限度額とは、賠償事故が発生した場合に弊社がお支払いする保険金の最高限度額のことです。対象となる旅館施設や業務・行事等により適当と思われる額をお決めいただきます。この保険における支払限度額は「施設危険補償条項」「生産物危険補償条項」「受託物危険補償条項」の各条項についてそれぞれ定めるものとします。

### 2. 満期返りい金等について

この保険には、満期返りい金・契約者配当金はありません。

### 3. 解約返りい金について

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、解約の条件によっては、弊社の定めるところにより未経過期間に相当する保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。保険料が返りいされる場合であっても、解約返りい金は原則として未経過期間に対する日割相当額よりも少なくなります。詳細は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

### 4. 申込書の記載内容を再度ご確認ください。

ご契約者または被保険者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出でていただく義務（告知義務）があります。申込書の記載事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。（弊社代理店には告知受領権があります。）

## ご契約後にご注意いただきたいこと

- 保険証券に記載された事項に変更が生じる場合には、事前に取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがありますのでご注意ください。
- 保険料を分割してお支払いいただく場合には、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までにお支払いください。所定の払込期日後1ヶ月を経過した後もお支払いいただけない場合には、その払込期日後に生じた事故については、保険金をお支払いできません。
- 保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしますので、お確かめください。
- ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- 損害保険において、引受保険会社の経営が破綻した場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があります。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 賠償責任保険において、被保険者（加害者）に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。

## 万が一事故が起きた場合には

- すぐに取扱代理店または弊社事故受付センター窓口（下記参照）にご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決するようご相談に応じさせていただきます。
- 賠償責任保険では、重複する他の保険契約等がある場合は、他の保険契約等から既に保険金が支払われていた時は、弊社のお支払いする保険金からそれらの額の合計額が差し引かれことがあります。

このパンフレットは旅館賠償責任保険の概要をご紹介したものです。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は種目ごとに「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

——郷土の損害保険会社——

**★大同火災海上保険株式会社**

本店 ☎900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号  
(ホームページアドレス) <http://www.daidokasai.co.jp/>

※弊社の保険に関するお問い合わせ・ご相談などは、下記にご連絡ください。

お問い合わせ・ご相談 ☎098-867-1063(お客様相談センター)

ご不満・ご意見・ご要望 ☎0120-331-308(お客様相談センター)

受付時間：平日の午前9:00～午後5:00

(土日・祝日、年末年始はお休みとさせていただきます。)

※万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター (平日 午前9:00～午後6:00) ☎098-869-3119

※平日夜間(午後6:00～翌朝9:00)および土日祝祭日は、下記専用ダイヤルにご連絡ください。

**0120-091-161** (通話料無料)

フリーダイヤル

●お申し込み・お問い合わせは